No.	会議の名称	所管課名	設　置　目　的	設置根拠	備考
1	危機管理対策本部	危機管理課	危機事案(自然災害を除く事件、事故等）への対策の決定、関係機関との連絡調整を行う。	千葉市危機事案対応計画	
2	危機管理総合調整会議	危機管理課	危機管理に関する総合調整を行う。市地域防災計画に定める地震、風水害、大規模事故災害、市国民保護計画及び危機事案対応計画に定める想定事案、その他現行計画で対処できない事案を対象とする。	千葉市危機管理総合調整会議設置要綱	
3	国民保護対策本部	危機管理課	国の指定により設置され、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対応する。	千葉市国民保護対策本部及び千葉市緊急対処事態対策本部条例	
4	災害対策本部	危機管理課	災害に関する情報収集、予防及び応急対策方針の作成・実施、関係機関との連絡調整を行う。	千葉市災害対策本部条例・千葉市災害対策本部運営要綱	
5	庁議	政策企画課	市政運営の基本方針及び重要施策の決定を行う。	庁議等に関する要綱	
6	政策会議	政策企画課	市政運営の基本方針及び重要施策に係る行政部門間の総合調整等を行う。	庁議等に関する要綱	
7	局部長会議	政策企画課	市政の重要施策に関する情報共有等を行う。	庁議等に関する要綱	
8	東京オリンピック・パラリンピックプロジェクト推進本部	オリンピック・パラリンピック調整課	2020年東京オリンピック・パラリンピックの成功に関係都市等と連携・協力し、本市のスポーツ文化の振興、世界に向けた魅力発信などを通じて本市の発展を図る。	東京オリンピック・パラリンピックプロジェクト推進本部設置要綱	R4.2.4 廃止